よくある質問

時間外の早朝勤務に対して、割増賃金を支払う必要はあるの？

Q

当社では、午前９時から午後６時まで（休憩１時間）を
勤務時間としていますが、掃除当番があり、
交代で午前８時に出勤させています。
『早出残業』として、「午前８時から午前９時」の
１時間分の割増賃金を支払う必要があるのでしょうか？

A

この場合､1 時間分の割増賃金を支払う必要があります。
しかし、時間外労働に該当する時間帯は、
「午前８時から午前９時」ではなく、
「午後５時から午後６時」の１時間です。

１日の法定労働時間（８時間）を超えた部分が時間外労働となります。

時間外労働には通常の時給よりも高い割増率が適用され、通常の勤務時間よりも高い賃金が支払われることになりますので、注意しましょう。

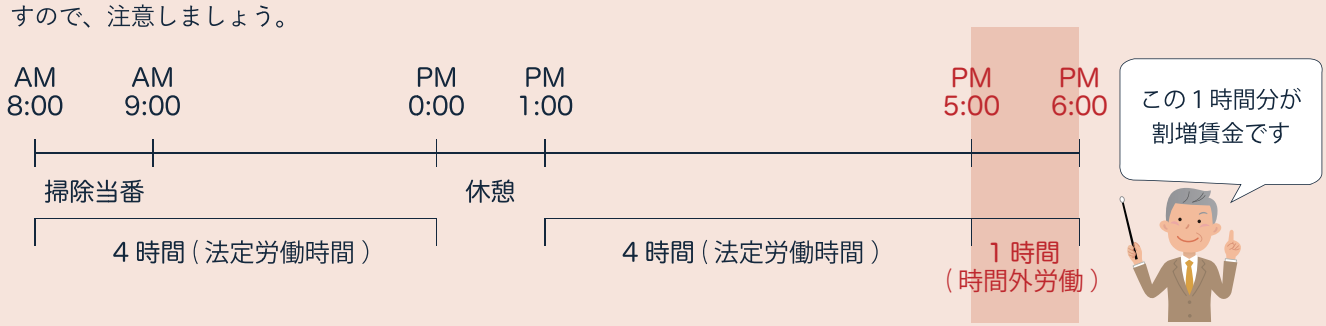

【参考】 **会社に早く出勤しても、１日の労働時間が８時間以内であれば、割増賃金を支払う義務は発生しません。**
例えば、午前９時から午後５時まで（休憩１時間）勤務している場合は、元々の所定労働時間が７時間になります。
この場合は、掃除当番で午前８時から出勤させたとしても、「午前８時から午後５時」は勤務時間が８時間＝法定労働時間内のため、割増賃金の支払いは必要ありません。

ご相談ください

**労使トラブル、助成金・給与計算で
お困りのことがあれば、
お気軽にお問い合わせください。**